

報道資料

令和3年12月21日
総務部税務課課税係
担当：川本、西垣
0742-27-8853、内線2233

軽油引取税に係る地方税法違反嫌疑事件の告発について (製造等承認義務違反の罪)

奈良県は、兵庫県から情報提供を受け、上記の犯則嫌疑事件について、同県、大阪府及び兵庫県警と合同で調査を行ってまいりましたが、本日、地方税法違反（軽油引取税に係る製造等承認義務違反）の嫌疑で、下記の者を神戸地方検察庁に告発しました。

- 1 犯則嫌疑法人 株式会社オイルサポート（代表取締役 益田重政）
本店所在地 大阪府和泉市福瀬町5-1-1番地の1
犯則嫌疑者 益田 重政（株式会社オイルサポート 代表取締役 昭和47年12月16日生）
住 所 大阪府岸和田市西之内町4番54号
落合 誠（無職 元株式会社オイルサポート タンクローリー運転手
昭和41年2月16日生）
住 所 大阪府堺市南区高倉台2丁34番30号
上村 一成（小殿商店 代表者 昭和32年2月20日生）
住 所 大阪府大阪市港区三先2丁目20番75-1603号
大濱 勝広（小殿商店 元工場長 昭和43年2月4日生）
住 所 奈良県御所市大字東松本103番地10-103号

2 犯則事実等の概要

株式会社オイルサポートは、大阪府和泉市福瀬町5-1-1番地の1に本店を置き、軽油引取税における特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売等を業としており、犯則嫌疑者益田重政は、当該法人の代表取締役として業務全般を統括しているものであるが、犯則嫌疑法人の業務に関し、上記の犯則嫌疑者落合誠らと共謀し、奈良県知事又は兵庫県知事の承認を受けることなく、軽油と灯油を混和して35万7,550リットルの炭化水素油を製造した疑い。

また、犯則嫌疑者大濱勝広は、同上村一成が経営する小殿商店の業務に関し、当該炭化水素油の原材料に供されることを知りながら、識別剤クマリンを除去した灯油を株式会社オイルサポートに提供した疑い。

3 罪名及び適用法条等

- 罪 名：地方税法（軽油引取税）違反
適用法条：地方税法第144条の33第1項、第6項（製造等の承認を受ける義務等に関する罪）
地方税法第144条の33第2項、第6項（供給者罰）
刑法第60条（共同正犯）
罰 則：製造等承認義務違反 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
(法人に対しては3億円以下の罰金)
供給者罰 7年以下の懲役若しくは700万円以下の罰金又は併科

4 告発の事由

犯則嫌疑者益田重政は、同落合誠に指示して、オイルサポートの業務に関して、軽油と軽油以外の炭化水素油である灯油を混和し、いわゆる混和軽油を製造したにもかかわらず、製造する場合に必要な知事の承認を得ていなかったものである。

また、犯則嫌疑者大濱勝広は、同上村一成が経営する小殿商店の業務に関し、オイルサポートに提供する灯油が不正軽油の原材料であることを知りながら、識別剤クマリンの除去作業を実行した上で、クマ抜き灯油を提供した。

本件において犯則嫌疑者らの行った行為は、計画性、積極性がうかがえ、手口の悪質性、結果の重大性を鑑みれば、その情状は極めて悪質であり、かつ、公正な納税秩序を破壊するものであり、地方税法第22条の28第2項第1号の規定により告発すべきものである。